

# 団体信用生命保険 3大疾病保険金のお支払い

## 団体信用生命保険 3大疾病保障特約の例

3大疾病保険金は、悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患し、支払事由に該当する場合に、支払われます。

### お支払いする場合

突然、左半身麻ひが出現し、病院で頭部のCT検査の結果「脳梗塞」と診断され、初めて治療を行った。  
さらにその日から60日以上、麻ひの後遺症が継続したと医師によって診断されたケース



脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から、60日以上麻ひの後遺症が継続しているため、3大疾病保険金をお支払いします。

### お支払いできない場合

突然胸痛により、救急車で病院へ搬送され、「急性心筋梗塞」と診断された。  
経過が良好で、所定の手術を受けることなく、2週間で退院し、その後10日間の自宅療養の後、職場復帰をし、労働の制限を必要としたかったケース



急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から、60日未満で労働の制限を必要としなくなったため、また、手術を受けることもなかったため、3大疾病保険金はお支払いできません。

### 団体信用生命保険 3大疾病保険金の支払事由

#### ◆悪性新生物（がん）

被保険者が保険期間中に、所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。）。ただし、以下の場合には、保険金はお支払いできません。

- ・責任開始日前に所定の悪性新生物と診断確定されていた場合
- ・責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合
- ・責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移などと認められる場合

#### ◆急性心筋梗塞

被保険者が保険期間中に、責任開始日以後の疾病を原因として、所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき、または急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として病院または診療所において所定の手術を受けた時（団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払に関する特則が付加されている場合）

#### ◆脳卒中

被保険者が保険期間中に、責任開始日以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻ひなどの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、または脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として病院または診療所において所定の手術を受けた時（団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払に関する特則が付加されている場合）

**※新団体医療保険の3大疾病給付金とは支払事由が異なります。**